

**愛知県在宅重度障害者手当などの所得状況届などを提出してください**

福祉課 ☎66・1106

現在、愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当を受給されている方は、手当を引き続き受けることができないか確認するため、所得状況届などを提出する必要があります。受給者宛てに郵送された所得状況届などと通知に記載の持ち物を持参の上、福祉課に提出してください。

**提出期間**

- 愛知県在宅重度障害者手当 8月12日(金)～9月12日(月)
- 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当 8月31日(水)まで

**児童扶養手当などの現況届を提出してください**

子育て支援課 ☎66・1108

現在、児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当・特別児童扶養手当の受給資格者になっている方は、引き続き対象となるかを確認するため、現況届を提出する必要があります。所得の確認をしますので、平成27年分の所得について申告がお済みでない方は、至急、申告をしてください。

また、現在は所得超過で申請をされていない方も、前年中の所得によっては受給対象となる場合がありますので、該当すると思われる方はお問い合わせください。

**提出期間**

- 児童扶養手当・県遺児手当

市遺児手当

8月1日(月)～31日(水)

○特別児童扶養手当

8月12日(金)～9月12日(月)

提出先 子育て支援課児童福祉担当

社担当

※届出通知書は、本人宛てに郵送します。

※児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が届いた方は、併せて提出してください。

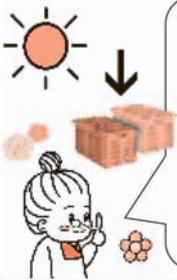


**ごみ減量4コマ その15 分別で迷ったときの黄色いかけ** 環境清掃課 57 ◆ 4100

環境のために資源物の分別をしたいんだけど、かこの種類はたくさんあるし、分別ってむずかしいのよねー。



そうねー、いい事を教えてあげるわ。分別でどうしても迷った時は黄色い破砕ごみのかごに入れておけばいいのよ。



黄色いかごに入れられた資源物はクリーンセンターに運ばれてから、中で職員の手作業によって再度分別をしているのよ。



ただし、何でもかんでも黄色いかごに入れていいというわけではなく、迷ったときの対処法として覚えておいてね。



**障害・遺族年金受給者向け給付金および臨時福祉給付金**

9月1日から障害・遺族年金受給者向け給付金、臨時福祉給付金の受付を開始します。

**支給対象者**

- 臨時福祉給付金 平成28年度分の住民税が課税されていない方(住民税において課税者の扶養親族になっている方は除きます。)
- 障害・遺族年金受給者向け給付金 臨時福祉給付金の対象者で、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方※高齢者向け給付金を受給された方は対象外となります。

**支給額**

- 臨時福祉給付金 1人につき 3,000円
- 障害・遺族年金受給者向け給付金 1人につき 30,000円

**提出期間**

9月1日(木)～12月28日(水)

**提出先**

臨時福祉給付金事務局(市役所本館2階202会議室)

**提出書類**

申請書(対象と思われる方に8月31日以降、随時郵送します)・本人確認書類・指定する口座が確認できる書類など

**問合せ先**

☎66・1200

※この給付金について、市役所から市民の皆さんにATM操作をお願いすることはありません。振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

福祉課 ☎66・1104